

【専門基礎分野】

科目名	関係法規Ⅰ（法令）	講師名	非常勤講師（13） 岡山医療センター薬剤師（2）	学	3	履	第1学期
単 位	1単位			年		修	
時間数	15時間			期			
授業概要	<p>看護をはじめ医療の世界は、人間の生命に直接関係するだけに、それに携わる人々の資格や業務、責任が法律で厳格に定められている。看護職が、国民の健康を守り、その職責を全うするためには、看護関係法令はもちろんのこと、医療関係法規や社会保険関係法規の全体像を理解することが不可欠である。また、多くの看護職は、病院等で雇用される労働者でもあるので、労働関係法規についても一定の知識が求められる。関係法規Ⅱでの具体的場面への準備として、看護職に必要な法的知識の基礎を学習する。</p>						
授業科目目標	<p>1. 医療関係法規や社会保険関係法規、薬事関係法規について学び、法令に基づいた看護者としての法的責任が理解できる。</p>						
授業計画	<p>1回：法の基礎 法と道徳・倫理はどう違うのか。 法はどのように分類できるのかなど、法の基礎</p> <p>2回：医療関係法 専門職資格・業務・責任法としての保助看法、医師法、医療事故発生時の責任 医療施設を規制する医療法の構造・内容</p> <p>3回：保健関係法 地域保健法、精神保健福祉法、母体保護法、感染症法</p> <p>4回：社会保険法1 医療給付法としての健康保険法、国民健康保険法の構造や課題 高齢者医療制度の現状と課題</p> <p>5回：社会保険法2 看護職のもう一つの重要な活躍の場である介護を取り巻く法制度 介護保険法</p> <p>6回：労働関係法 労働基準法、育児介護休業法、男女雇用機会均等法</p> <p>7回：薬事関係法</p> <p>8回：終了試験</p>						
評価方法	<p>筆記試験（なお、随時小テストを実施し、終了試験とともに総合評価の対象とする）</p>						
テキスト	<p>1. 系統看護学講座 専門基礎 健康支援と社会保障制度 [4] 看護関係法令, 医学書院.</p>						
学生へのメッセージ	<p>「法律」は皆さんにとってとっつきにくい領域の一つかもしれませんが、皆さんの資格や仕事は法によって規律されていますし、また、法令を遵守した上で質の高いサービスを提供することが求められます。国試の範囲だからしょうがなく勉強するのではなく、「ああ、そういうことなんだ！」と納得し、法の世界が楽しめるよう、授業も楽しく行いたいと思います。</p> <p>【関連科目】薬理学、微生物学、各看護学の概論、在宅療養を支える看護Ⅰ、看護管理</p>						